

國學院大學學術情報リポジトリ

三河国刈谷における城付四カ村の形成と城付役

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-03-14 キーワード (Ja): 刈谷郷, 城郷, 刈谷城下町, 城付村, 城付役 キーワード (En): 作成者: 川名, 禎, Kawana, Tadashi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000202

三河国刈谷における城付四カ村の形成と城付役

川名 禎

はじめに

近世城下町の成立を考えると、その画期を織豊期に求めることは近世社会の形成という観点からみても当然のことのように思われる。小島道裕氏による城下町の一元化の議論^{〔1〕}や市村高男氏が主張する多元性と分散性の克服^{〔2〕}は近世城下町の形成を示す指標であるといえる。しかし、城下町自体の成立がいつの段階に遡るのかという点については、いまだ統一した見解が示されていないわけではない。少なくとも戦国時代には城下町が成立

したと考えられており、戦国期城下町という用語も使用されるようになって久しい。

一般に城下町の用語には近世城下町にみられる都市のイメージが付与されていることが多いが、筆者は城下町の本質を考えるうえでも城下町を地理学的な地域として捉えることを提唱している^{〔3〕}。前稿では戦国期結城を事例に、「結城氏新法度」を用いて城とそれを支える労働力との関係を明らかにした。その上で城を支える恒常的な労働力が供給される城下地域を「城郷」と呼ぶことにした。筆者の考える「城郷」は労働力の提供によって城と相互依存的に結びつく地域的枠組みであり、城下町の本

質は都市的な発展にあるのではなく、こうした労働力編成にあるというのが筆者の考え方である⁽⁵⁾。

しかし、城に対する労働役についてはその一部を明らかにしたに過ぎず、より具体的な内容とその実態について検討することが求められる。そこで、本稿では近世城下町に残る役負担を検討することで、この課題に取り組みたいと考えている。

本稿で取り上げる近世城下町刈谷は、戦国期の城を継承する譜代大名の城下町である。城下では「城付役」と呼ばれる城に対する労働課役が存在していた。その起源については明らかではないものの、恐らく戦国期から引き続き行われてきたものであると考えている。刈谷は名古屋に近接していることや、城主大名の石高が特に大きくなかったことなどから城下町を支える城付領が小さく、江戸時代を通じて城下町が大きく発展するということはなかった。しかし却ってそのことが城下の古い形態や慣習を残す要因にも繋がったといえる。

前半は城郷としての刈谷がどのように形成されたのかその経緯を探り、後半では近世刈谷城下の労働課役である城付役の実態とそれらを負担する地域的枠組みについて検討する。

一、城郷としての刈谷郷

(1) 重原荘と重原本郷

三河国刈谷城下は、岡崎平野の中央部に広がる碧海台地の西端に位置した城下町である。三河国と尾張国の国境を形成した衣浦湾を臨む高台に城郭が築かれ、戦国期においては対岸の緒川城と対向的な位置関係を保ちながら互いに対となつて国境領域を支配していた。同時に刈谷城は知多半島に拠点を持つ水野氏が、三河国進出の足がかりとして築いた城でもあった。こうした刈谷城及びその城下が形成された碧海台地西部の地域が歴史的にどのような経緯をたどってきたのか、まずはその地理的・歴史的背景からみていくことにする。

古代における刈谷の地域は三河国碧海郡に属し、現在の刈谷市域は和名抄に記載のある碧海郡一五郷のうち、智立郷・大市郷にあたとみられている⁽⁶⁾。しかし、刈谷郷の地名はこの段階ではまだみられない。古代・中世において碧海台地の集落は、その多くが台地を侵食した谷底平野に面して立地しており、用水に乏しい台地中央部の開発は遅れていたとみられている⁽⁷⁾。そうした中で、猿投山麓一帯の丘陵に広がる窯業地帯は、八世紀

から十四世紀の間にかけて碧海台地における重要な生産基盤であったと考えられる。

一方、十二世紀にはこの地域に重原荘が成立していたとみられ、刈谷を含む碧海台地西部はその荘域に含まれていたようである。重原荘は当初、後鳥羽上皇の母である七条院の領地で、重原姓を称する武士が荘官として支配にあたっていたとみられるが、承久の乱以後は鎌倉幕府の有力御家人である二階堂氏、北条氏庶流の大仏氏がこれに替わった。さらに建武の新政以後は、足利尊氏領、幕府直轄領となるに及び、荘内は足利氏被官衆に分給され、これによって郷単位の分割支配が進んでいったとみられている。

図1は、重原荘の荘域について『刈谷市史』第一巻^⑤の検討をもとに荘内の地名を表したものである。この図では史料上で確認できる荘内の地名と、荘内であることが推測される地名とが示されている。それらの地名の分布は、概ね北は境川の左岸と逢妻女川の両岸に、南は猿渡川の両岸、東は逢妻男川のそれぞれ両岸に、そして西は衣浦湾によって区切られている。いずれも荘内の地名は碧海台地を刻む侵食谷に沿って分布しており、谷底平野を生産の基盤に据えた当時の生活が窺われる。そして、それら全ての水系が最終的に合流する地点に刈谷郷が位置して

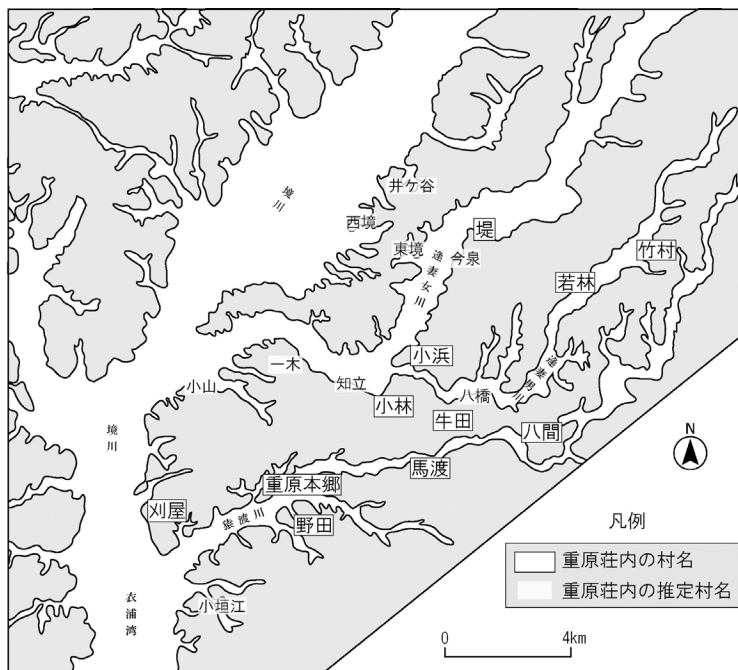


図1 重原荘内の村落地名分布

注)『刈谷市史』第1巻、488～492頁を元に作成。

いることが確認できる。

しかし、重原荘の中心は莊園の名称や本郷の地名から推察して重原本郷であったとみられる。重原本郷は、応永十六年（一四〇九）の「熊野檀那職譲状写」⁽⁹⁾に初めてその名がみえるが、既にそれ以前から成立していたとみてよいだろう。同史料には、「重原本郷内井加屋 にしさい」と記されており、北に約一〇キロメートルほど離れた井ヶ谷・西境地区が、重原本郷に含まれていたことが知られている。この点については、重原本郷の住人が窯業の盛んな井ヶ谷・西境地区に進出し、その後定着したためと考えられている⁽¹⁰⁾。井ヶ谷窯は十四世紀初頭には衰退していたとみられているので、重原本郷が同地区に進出したのはさらに古く、重原本郷そのものの成立も遡って考えることができるだろう。いずれにしても重原本郷はこのような広く莊域に対し影響力を持つ特殊な郷村であったことが窺われる。碧海台地では十二世紀後葉から規模の大きな溝区画を有する屋敷が出現するようになるという。重原本郷には戦国期に重原城が存在していたことが知られるが、十六世紀後半以降に、そうした屋敷を含む居住域が重原城周辺に集約された可能性が指摘されている⁽¹¹⁾。さらに、刈谷の正覚寺に伝わる由緒では、同寺がもとは重原荘市場にあったとされており、重原本郷は城を中

心として寺社や市場を伴う中心集落を形成していたことが推測される。このように重原本郷は、筆者の考える城郷としての性質をも備えていた可能性が考えられる。

重原城については、『三河国二葉松』⁽¹²⁾の「三州古城記」のなかに「一 重原村 山岡傳五郎或河内守天文二十三年正月今川勢攻落」とみえる。天文二十三年（一五五四）正月まで山岡氏が守っていた重原城は今川義元の軍勢に攻め落とされ、その後は今川方の城として前線に位置づけられ、桶狭間合戦の後に廃城となったといわれている。この後、重原本郷がどのような経緯をたどったのか明らかではないが、先の寺院の伝承から考えても重原荘一帯の中心は次第に刈谷へ移っていったとみられる。近世の重原本郷は寛永年間に上重原村と下重原村とに分割されるが、寛政四年（一七九二）の領地替えに伴い下重原村は福島藩の飛地領となった。この時、福島藩の飛び地領支配のため同村に陣屋が置かれている。このことから江戸時代に至ってもなお重原本郷はその中心性を維持していたことが窺われる。

(2) 刈谷郷と刈谷城の形成

刈谷郷の名が史料上で確認できるのは、前述の応永十六年（一四〇九）熊野檀那職譲状写に「一所借屋郷」とみえるもの

が最初である。応永二十年（一四一三）には、刈谷の海会寺から新たに楞嚴寺が創建されたと伝えられており、この頃には刈谷郷の中心となる刈谷の集落もある程度の規模を有していたと考えられる。刈谷郷は一時期、岡崎の滝山寺領であったよう⁽¹⁵⁾で、同寺が所蔵する享徳三年（一四五四）の文書には「重原莊之内、刈屋郷一円御寄進」とみえる。しかし、応仁文明の乱の勃発以降、この地域でも安定した寺領経営は難しかったようで、その後の詳細は明らかではない。重原莊自体においても、より上位の権力によって一体的に把握されることはなくなっていたようである。重原莊の名が文書にみられるのも、永正六年（一五〇九）に藤原行武が重原莊における失地回復を祈願した願文に残るものが最後だとされており、十六世紀に入ると重原莊の莊園としての実態が失われていたことが窺われる。

そうした中、刈谷がこの地域の新たな中心となった契機は、水野氏の三河進出にあつたといえるだろう。水野氏は尾張国知多郡の緒川城を本拠とする一族であり、貞守の時に対岸の三河国刈谷の地に進出し、築城したといわれている。重原本郷から重原莊の西端にあたる刈谷へこの地域の中心が移動した経緯は、あくまで水野氏の戦略的性格に寄るところが大きかったといえる。

ところで、この時水野貞守が築城したとされる刈谷城は、近世の刈谷城とは異なる場所にあつたと考えられている。その場所は現在の刈谷市天王町にあたり、これを近世刈谷城と区別して刈谷古城と呼んでいるが、現在は屋敷地名を残すものの明確な遺構は残っておらず、その実態については明らかではない。

また、刈谷古城が本格的な城と呼べる構造を有していたのか、単なる館や砦であつたのかという点も不明である。但し、十五世紀後半には水野氏の拠点があつたことは明らかである。それは、文明十七年（一四八五）に室町時代の禅僧・万里集九が美濃から武蔵へと向かう途次この付近を通過し、「矢作在三川」、蓋水野所¹⁶住刈屋城東三里」と記していることから、この時期水野氏の居所が刈谷に存在していたことがわかる。また、その後も連歌師の紀行文に刈谷の地名が度々みられ、「宗長手記」の大永二年（一五二二）の項には「水野和泉守館 刈屋一宿」とあり、連歌師の宗長が水野和泉守（貞守）の刈谷館に宿泊していたことがわかる。このように十六世紀に入り曾ての重原莊がその実質的な意味を失って行く一方で、水野氏による新たな地域支配が始まっていたことが窺われる。

水野氏が拠点とした刈谷郷は、重原莊を構成する郷の一つであつたが、先に挙げた寺院の進出などから考えても、水野氏の

進出以前からある程度の成長を遂げていたとみられる。そして刈谷城の築城により、城郷としての性格を持つに至ったのではないかと推測する。大永五年（一五二五）に出された「水野和泉守近守寄進状」⁽²⁰⁾のなかに、「苧屋郷市升」の文言がみられ、刈谷郷には市が存在し、そこでは公定升による取引が行われていたことが確認できる。少なくとも刈谷郷においては、経済活動に水野氏の支配が浸透していた様子が窺われる。

また、在地の支配においても、土地に対する検地やその処分、徴税などについて差配できる下地進止権を有していたとみられる。同寄進状によると、寄進元の田地である「苧屋百姓三郎散田之内せまち参十四」を「菅間尺杖」にて実測した間数が示されており、水野氏が支配地において独自の検地を進めていたことがわかる。さらに、天文十九年（一五五〇）の「水野守忠代牛田守次田畑寄進状写」⁽²¹⁾は、楞嚴寺に寄進された土地を書き上げたものだが、その中に「元青山土佐給田」や「丹波弥六郎給之内にて」など武士とみられる者の所有する土地が確認でき、さらに作人の指定もなされている。これは領地替えまたは没収により打ち出された土地と考えられ、これらの土地の差配を水野氏が行っていることから、刈谷郷において水野氏による在地支配の貫徹が進んでいたことを知るができる。こうした段

階においては、当然のことながら労働力の徴発も行われていたと考えられ、城を中心し城郷としての成長を遂げていた刈谷郷の様子が推測できる。

ところで、中世における刈谷郷は、近世の刈谷村と同一ではなく、より広範な領域を有していたと考えられる。近世に存在した刈谷周辺の村々は、北から小山村、高津波村、熊村、刈谷村（町）、元刈谷村、小垣江村であるが、中世に記された「熊野檀那職譲状写」⁽²²⁾には、刈谷郷に加え刈谷郷の北部に位置する小山郷と、南部に位置する小垣江郷の名はみえるものの、近世に刈谷の北方に存在した熊村と高津波村の名は記されていない。熊村は明らかに中世から存在していた村で、天文十八年（一五四九）の「本證寺門徒連判状」⁽²³⁾に「くまむら三浦源左衛門尉家長」とあって、一向宗門徒の住む村名としてその名が確認できる。⁽²⁴⁾一方、高津波村の名は史料上では近世までみられないものの、室町時代の貝塚である高津波貝塚や文明十六年（一四八四）の開基を伝える金勝寺の存在から、熊村と同様に中世において既に成立していた村であったと推測される。但しこれらの二村は、「熊野檀那職譲状写」にその名がみられないことに加え、熊村が「むら」と記載されているように、「郷」とは呼称されなかったようである。つまりこれら二村は郷の中

に含まれた村であつたと考えることができるだろう。そしてこの二村を含んだ郷は位置的にみて刈谷郷であつたと考えられる⁽²⁵⁾。この点は、後述する近世の城付四カ村の成立を考える上で重要である。

刈谷郷では、十六世紀から次第に水野氏の拠点を中心とする地域編成が進んでいったとみられるが、さらに大きな画期になったと考えられる出来事が、近世城郭に繋がる刈谷城の築城である。築城の時期は不明であるが、諸書では天文二年（一五三三）とされている。この築城に関しては『寛政重修諸家譜』（以下寛政譜と略す）⁽²⁶⁾の水野忠政の箇所に次のような記述がみられる。

家に傳ふる舊記には、碧海郡刈屋の城地は心に應ぜずとて、かねがせうじといへるところに新城を築き、これをも刈谷となづけしかば、はじめの城地はもと刈屋と唱ふといふこの記述によると、水野忠政の代に新たに金ヶ小路に城を築いて刈谷城と称し、それまで城が所在した刈谷を「もと刈屋」と唱えるようになったというのである。また、新城の建設については、町方の伝承として次のような記述が残っている⁽²⁷⁾。

元来当御城地は、今の元刈谷村の東南の方、亀村と申すところにてこれあり。水野家御在城の時、金ヶ小路に移す（亀

城と申す御城名この故なり）、いまの大手門の西、金ヶ小路名あり。御城下の者共、引き移りて住居す。市場と申し候（市場と唱え候は、当町の事なり）。引越候旧地を元刈谷と申し候（今の元刈谷これなり）。亀村の御城の頃より、御城下と申すは、当町にして他にこれなく、右五ヶ寺の義は、元来当町の建立の寺なり。手伝い差し出され候義、先例候。その後追々年数あい立ち、中町はじめ町分けいたし候て、右五ヶ寺のほか他のおいおい新寺取り立て候事に御座候。

ここで問題としたい点は、元刈谷村の名称とあわせて刈谷城の移転についてである。元刈谷村の村名の由来については、刈谷城の移転に伴い変化したと考えるのは一応妥当といえるが、その場合単に城の移転だけであれば敢えて「元刈谷」を称する必要は無いように思われる。当然城の移動に伴って刈谷郷の中心が城下に移動したということを前提にしなければ、「元刈谷」と称する必要性が生まれないのである。しかしながら、そうした城下の形成が水野忠政の代に起こったとすることについては、慎重に検討する必要があると思われる。

そもそも元刈谷村は「本刈谷村」と記されていたものを、宝永七年（一七一〇）に本多氏の刈谷転封に伴い、「本」の字を憚つ

て元刈谷に改名したといわれている。⁽²⁸⁾その点から察するに、元刈谷は「元」の刈谷であるという以前に、「本」の刈谷、つまり刈谷郷の中心集落を意味する名称だったのではないかと考えられる。刈谷郷は複数の村を含む広域な郷であつたと考えられるので、刈谷の中心集落を示す意味でも「本刈谷」の名称が使用されたのではないだろうか。ちなみに前述の「水野守忠代牛田守次田畑寄進状」に「坪本荊屋南」という字名が記されていることから、既に中世段階からこの呼称が用いられていたことがわかる。先の伝承に従えば築城はこれ以前ということになるが、「本」の解釈によつては必ずしも移転を裏付ける根拠にはならないであろう。

つぎに城の移転元の村名といわれる「亀村」について検討したい。前述の伝承にも登場する亀村の実態については全く明らかではないが、亀村の起こりは大宝年中(七〇一―七〇四)といわれており、さらに、元慶元年(八七七)に狩谷出雲守が一族を引き連れて出雲国より当地に移り住んだことにより、亀村は刈谷と改められたという説が存在する。⁽²⁹⁾しかし、亀村が刈谷と名称を変更した時期が九世紀頃という点など簡単に信用できるものではないだろう。そしてこのことは、「亀村と申すところ」に旧城地があつたという町方の伝承とも矛盾するのである。⁽³⁰⁾

近世の刈谷城は別名「亀城」とも呼ばれたが、「市原神社鎮座記」⁽³¹⁾によると古くから刈谷城のある高台は「亀狭山」と呼ばれており、「亀城」が亀村から移転したことに因んで命名されたと考えづらい。亀狭山には元来市原稻荷神社が鎮座していたとされているが、そもそも亀村の名称についても、刈谷城の立地する衣浦湾に突き出た半島状の高台が、亀の形状に似ていたことに由来するものであつたと解釈する方が自然であろう。

さらに、金ヶ小路の地名についても、「亀」から「金」への転化が推測でき、これもまた亀に因んだ地名であつたのかもしれない。また、近世の刈谷城は刈谷古城があつたとされる地点から、せいぜい一キロメートル程度しか離れておらず、村名の由来になつたであろう亀挟山が亀村に含まれていない点も不自然である。

このようにみていくと、そもそも刈谷城は当初から亀挟山に築城されていたのではないかとという疑問さえも湧いてくる。そうであつたのなら何故、忠政の代に刈谷城が新たに築城されたことを寛政譜が伝えることになつたのであろうか。これについては『刈谷市史』⁽³²⁾が明らかにした水野氏に関わる諸系図の異動や矛盾と少なからず関係があるように思われる。特に水野近守と水野忠政の関係についてであるが、永正十四年(一五二七)

（大永五年（一五二五）に同時代史料でその存在が確認できる水野近守は、寛政譜では忠政の息子として記載されており、その没年は弘治二年（一五五六）「父にさきだちて死す」とされている。一方で忠政の没年を同書は天文十二年（一五四三）としており、明らかに矛盾した記載となっている。こうした矛盾は寛政譜それ自体の問題というよりも、水野氏が抱える一族の系統についての混乱にその原因があるように思われる。とりわけ水野忠政は、徳川家康の生母である於大の方の父親であり、幕府としても特別な存在であったといえる。そうした重要な人物を刈谷の創始のように語る必然性が、忠政の築城という画期を作り出したのではないかと推測できる。

そうした場合、いわゆる刈谷古城は存在しなかったことになるのだろうか。寛政譜の水野貞守に関する注記に、「三河国刈屋、熊村、大日、大高、常滑等の諸士其手に属せしかば、やがて刈屋に城を築きてうつる」とあり、刈谷や熊村にも在地領主が存在していたことがわかるが、そうした刈谷の在地領主が構えた屋敷が、刈谷古城であったと考えれば、その存在も肯定されるものとなるだろう。

以上のように、中世における刈谷城の成立については、必ずしも従来からいわれてきたような経緯では説明できない可能性

が考えられる。特に城地移転の有無や時期については、簡単に結論付けられない問題である。むしろここで確認すべき点は、拠点の移転や築城がいずれも中世刈谷郷の内部で起こった事柄であり、刈谷郷の中心が移転しても城郷としての地域的枠組みが大きく変わることはなかったという点である。そして近世になって郷が解体された後もその枠組みは役負担を介して継続していったと考えられる。次章では、そうした地域的枠組みと近世の城付役負担との関係を紐解いてみたい。

二、近世刈谷の城付四カ村と城付役負担

(1) 城郷としての「刈谷三ヶ村」

戦国期の刈谷を領した水野氏は、徳川氏や織田氏、豊臣氏との従属関係を経る中で、必ずしも当地において一貫した支配を続けてきたわけではなく、短期間ではあるがその支配に断絶期間を含んでいる。例えば、織田氏の家臣であった水野忠重は、その後豊臣大名として天正十八年（一五九〇）に伊勢国神戸へ転封となったが、これにより水野氏と刈谷郷との結びつきは、一時断絶したことになる。この間、刈谷郷は豊臣秀次の所領となり分給支配が行われている。⁽³⁶⁾しかし、四年後の文禄三年

(一五九四)に忠重は再び刈谷に移封されることになった。刈谷を離れていたのが比較的短期間であったこともあり、在地に残った家臣や郷民との結びつきはその後再び継続されたものと思われる。

そうしたことから中世刈谷郷の地域的枠組みは、近世に至ってもなお継承されたといえる。それは寛永十年(一六三三)十月の松平忠房宛知行目録⁽³⁷⁾にみられる、「刈谷三ヶ村」の記載からも明らかである。

知行目録には「一 高千六百三十拾石 刈谷三ヶ村」と記されるが、これらは刈谷町(村)、元刈谷村、高津波村、熊村の四カ村であるとみられる。⁽³⁸⁾同じ寛永期の村高を書き上げた「三河国村々高附」⁽³⁹⁾からこれら四カ村の村高を挙げると、荻屋村高五百三十拾石、本荻屋村高五百五十拾石、高津波村高三百石、熊村高二百五十拾石となっており、これらを合計すると目録にある高千六百三十拾石と一致するのである。つまり、この「刈谷三ヶ村」こそが中世刈谷郷を指すものであったといえるだろう。

刈谷に復帰した水野忠重以降も、刈谷の領主は頻繁に交代を繰り返している。水野忠重の跡を継いだ勝成が元和元年(一六一五)に大和国郡山に転封となると、元和二年(一六一六)に弟の水野忠清が上野国小幡から刈谷に入封する。しかし、寛

永九年(一六三二)に三河国吉田へ転封となると入れ替わりで吉田から松平忠房が刈谷に入部している。この間の領主の変更は刈谷郷にどのような変化をもたらしたのか明らかではないが、目録が作成された松平忠房の時代に至ってもなお、中世刈谷郷の地域的な枠組みが継承されていたことは注目に値するだろう。

「刈谷三ヶ村」の名称が示すもうひとつ重要な点は、刈谷村と元刈谷村が一つの村落として捉えられていることである。確かに「三河国村々高附」では、それぞれの村ごとに村高が計上されており、ここでは両村が別の村として扱われている。これにより実質的には分村が進んでいたと推測できるが、「刈谷三ヶ村」と記された背景には、それまでの認識が反映されているものと理解しなくてはならない。故に刈谷村と元刈谷村の分村は、これよりもそう遠くない時期に行われたのであり、少なくとも天正十八年を遡るものではないといえるだろう。この点は、刈谷城下の移転及び形成とも関わる重要な問題である。

かつて中世の刈谷郷において市が開かれたとみられる場所は、恐らく「本刈谷」であったと考えられるが、前述の近世町方の伝承にみえる「市場」とは、これを継承したものであった可能性が高い。その場合、当初の市場を移転して城下を形成し

たものであるか、または当初より刈谷城下において市が開かれていたものか、今の状況から判断することは難しいといえる。しかし、分村が城下の充実を反映したものであったとみるならば、城下の形成も近世またはそれに近い時期と理解することができるだろう。戦国期における刈谷城の城下機能は「本刈谷」が担っていたと考えられるが、次第に近世の刈谷町の方へとその比重を変えていったものと思われる。しかしながら、刈谷村が「刈谷町」と呼称されるようになるのは十七世紀の中頃になってからである。領地目録で「刈谷町」が採用されるのは元禄十五年（一七〇二）九月の阿部正春宛領知宛行状が最初で、これ以降の目録では同様の記載が続く。つまり刈谷城下が正式に「町」として認識されるのは十八世紀を待たなければならず、戦国期段階における城下町の形成を過大に評価することは避けなければならないといえる。

近世刈谷城下町をどのように捉えるのかという点については、刈谷郷の枠組みを抜きにしては語ることができないのではないかと思われる。それは、刈谷城を中心とする城下の広がりについてみると、武家地や「家中屋敷付外田畑」^⑩、寺社など城下を構成する主要な要素が四力村にわたって広がっているからである。町人地を示す「町」は刈谷町（刈谷村）のみであったが、

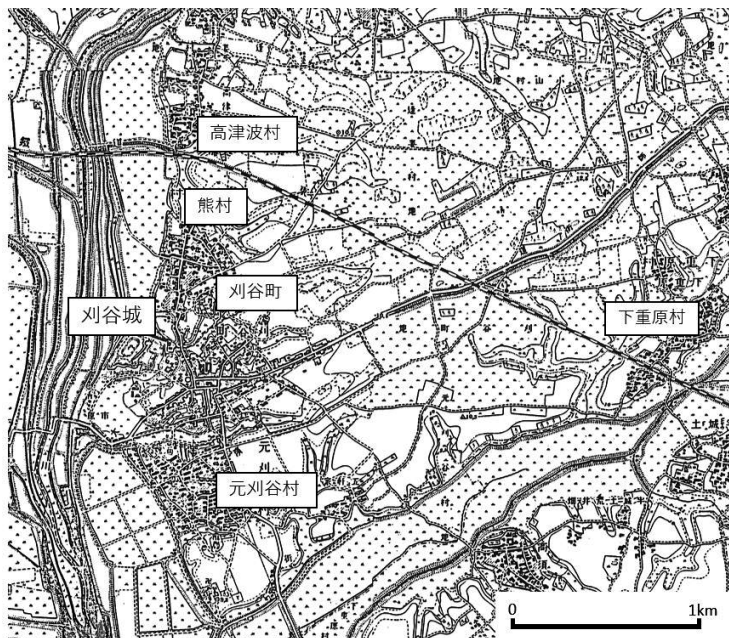


図2 刈谷城と城付四力村

注) 明治26年発行2万分の1地形図(『刈谷市史 年表』付図)を元に作成。
参考として下重原村の位置を示す。

城下の本質ともいえる城付役は城付四カ村で負担しており、四カ村が刈谷の実質的城下であったと捉えることができる(図2)。

(2) 城付四カ村と城付役負担

近世の刈谷は、各地の城下町と比べても比較的に小規模な城下町であったといえる。城主大名の石高も二、五万石程度で、城下町を支える城付領も決して広いわけではなかった。それ故に都市と農村との分化が明瞭ではなく、古い城下集落の要素を多く残していたとみられる。その代表として挙げられるのが、城下住民の労働力提供にあたる城付役負担である。一般的に近世城下町の町役は、実際の労役から代銭納へと変化する例が屢々みられるが、刈谷でもそうした金納化は一部にみられるものの、一貫して労働力の提供が行われており、いわば戦国期の城郷における労働力提供の形を近世に残したものとしてこれを理解することができる。ここではそうした城付役の実態をみていくことにしたい。

刈谷の城付役については、既に『刈谷市史』⁽¹⁾や大石学氏⁽²⁾などによって紹介されている。大石氏は、刈谷城周辺の四カ村(一町三カ村)について考察し以下の四点にまとめている。一つは、これらの四カ村が藩政や藩制、あるいは個々の藩士の生活と深

くかわる地域であったこと。二つ目は、城付役を通じて藩主の生活や藩の行政機能の一部を恒常的に支えていたこと。三つめは、四カ村が強固な一体性・共同性を有し、時には領内村々を統括し、村々の惣代を勤めるといった中間機構の役割も果たしていたこと。四つめは、明治維新後も共同性を維持していたが、新たな地域秩序の形成により城付地としての機能が次第に解体されていったこと、である。このうち一つ目と二つ目は、戦国期から続く城郷の役割を示すものとして注目される。

ここでいう城付役とは、正式には「御城附御役」あるいは「城附役」、「城役」などと呼ばれているもので、城に関わるものから藩政に関わるものまで様々な用務に応じた夫役の総称である。こうした城付役がいつから始まったかという点については史料上で特に明記されていない。但し、元禄期以前の段階を指して「刈谷町外三ヶ村之義者往古より城附村二而」と述べており、元禄期の遙かに以前から四カ村が城付役を負担していたことがわかる。この四カ村は中世の刈谷郷を継承した領域であると考えられ、戦国期の役負担を受け継ぐ一つの単位であったといえる。

しかし、元禄年間に熊村と高津波村が助郷村に編成されると、残りの刈谷村(町)と元刈谷村の二カ村(本来は一カ村か)で

城付役を負担しなければならなかった。本来であれば城付役を負担する村々は助郷を免除される筈であったが、領地を越えた幕府からの要請ということもあり、必ずしも徹底されていなかったようである。城付役を二カ村で担うことになった刈谷村（町）と元刈谷村では、人足の確保に苦しむことになった。刈谷城下では年行事が人足の差配を行っているが、年行事役成立の背景にはこうした事情があったのかもしれない。

(3) 城付役負担の変容

ところで、刈谷町の城付役については、『刈谷町庄屋留帳』⁴⁾のなかに多くを見出すことができる。それらは既に先行研究でも紹介されてきたが、その内容は多岐に及ぶ。表1は刈谷における城付四カ村の主な役負担を表したものである。但し、四カ村が一体となってこれら全ての役を負担したわけではなく、刈谷町を中心に領内の他村を交えた形でこれらの多様な役が課せられていた。

これを見ると、城の普請や管理に関わるもの、藩主や藩の需要に応えるもの以外にも、交通や警備に関するものも多いことがわかる。本来の城付役は、城地に関係する役がその中心であったと考えられるが、次第に藩運営や藩領、さらには幕府の要請

表1 城付四カ村の主な役負担

分類	人足・御用など
城地	城普請人足、掃除人足、作事人足、大部屋人足、蔵御用人足、堀掃除人足、大工人足、草履取人足、城内草薙人足など
藩主、藩、家臣	料理御用、賄所御用、庭御用、門松御用、飼葉御用、雇人馬御用、茶摘人足、奉行所人足、山林方御用人足、作事材木御用など
普請・修繕	普請御用人足、堤普請人足、川通普請人足など
植物、動物	松露御用、もろこし御用、むかご御用、渋柿御用、ゆりの根御用、小梅御用、御葉松御用、山つつじ御用、たんぽぽ花御用、稲子虫御用、けむらし御用、くつわ虫御用など
交通・運輸・通信	人馬提供、荷物人足、雇人馬、船御用人足、道筋捲え人足、駕籠かき人足、掃除人足、巡見使御用、朝鮮人帰国御用、池鯉鮒雇人足、発駕人足、通行人足、並木松植人足、触人足など
警備・軍事・雑用	脇差指人足、雇人足刀指、江戸雇長柄出人足、海岸人足、訓練人足、明屋敷番など
祭礼・行事	神輿昇き人足、祭礼御用、虫送り、虫供養、雨乞いなど

注) 表は『刈谷町庄屋留帳』による。但しここで挙げられた役負担は、城付四カ村（刈谷町、元刈谷村、熊村、高津波村）が一体となって負担したものだけではなく、そのうちの一部のみ負担したものも含む。

に関わる様々な役を、城付の村が担わされる形になったものとみられる。その結果、本来の城付役と領内に掛けられる諸役との違いが曖昧になっていたように思われる。

例えば、天明四年（一七八四）五月に命じられた「御城普請人足」では、城付四力村のみならず「元刈谷村より堤村迄拾七ヶ村」がその対象とされており、これらの村から人足八人を出すこととなっている⁽¹⁵⁾。

城の普請の場合、比較的に規模の大きな普請や修繕工事、そして用材の提供といった工事においては領内から人足を徴発するが、恒常的な維持管理については、城付役で事が足りたはずである。しかし、人足八人を十七力村から出すという役負担の在り方は、城付の村に課せられる役数の増加を表しているといえる。このように城付役は、多様な役負担とその増加によって本来の意味を変えていったのではないかと思われる。

表 1 で挙げられた様々な役も、本来の城付役そのものではなく、またそれに参加している村々も城付役を負担する城付村だけではないのである。

安永四年（一七七五）閏十二月に四力村から藩に出された願書⁽¹⁶⁾からは、そうした事情がよく窺われる。

一今年も御作事大部屋人足四千余人御遣被遊候、四ヶ村御

百姓近年殊之外困窮仕候て、家来召仕候者も無数相成り、日々仰付候御用人足御間二合兼難儀仕候、（中略）急御用之儀は格別前日より相知候、掃除人足、御作事人足之儀は、助郷村之外村々より御遣被下置候様奉願上候

ここでは、城付役とみられる「御作事大部屋人足」の増加によって四力村が疲弊している様子が窺われる。そこで四力村は、事前に明らかにになっている掃除人足と作事人足については、助郷村ではない他の村々に負担させるように主張している。やがてこうしたことが徐々に現実となっていく、本来の城付役の一部を四力村以外の村々が担うということになったのだと考えられる。

そもそも城付四力村は、城付役以外の役負担をどうして受け入れたのであろうか。それは、藩財政と藩運営との関係から生じた役負担の増加に対し、それを負担し得るだけの労働力の集中があったからといえるだろう。とはいえ、一般的な城下町の町役と比較しても、城付四力村に課せられた役の多さは群を抜いているように思われる。実際に四力村は重い役負担の免除を度々願ひ出ている。寛政十年（一七九八）五月に四力村から出された願書⁽¹⁷⁾には以下のように記されている。

尤先年御村替へ無御座候節は一ヶ年二人足三千人余・馬

百五十四余被仰付候ても其節は村数十七ヶ村二被仰付候儀
只今にては五ヶ村にて被仰付候二付、人足多分二相成甚以
難渋仕候間、乍恐御勘考之上御慈悲を以先格之通被為仰付
被下置候様奉願上候

一御作事御山林方大部屋人足一兩年は多分被仰付候間、此
上御雇人足之儀前々之外は御免被下置候様、御百姓共一統
奉願上候、以上

これは東海道の宿場である池鯉鮒宿が御定人馬を出せないた
め、四カ村が雇人馬を出すことになったが、次第にその負担が
大きくなったことから、雇人馬の免除を願ひ出たものである。
宿場の圧迫は東海道沿いの村々にも大きな負担となっていたこ
とがわかるが、御作事人足、山方御用人足、大部屋人足といっ
た本来の城付役についても負担の増加が重くのしかかる中で、
さらに増大する雇人馬に至ってはとても対応できなかつたもの
とみられる。特にこの時期は刈谷藩の領地替えによる城付領の
減少が、村々の負担に大きな影響を与えていたのである。

とはいえ、元禄期には四カ村の内の二カ村が助郷村に設定さ
れていたものであり、厳しい状況は古くから続いていたもので
あった。二カ村が助郷役を免除されるのは延享三年（一七四六）
のことで、これにより従来通り二カ村は城付役を負担する城付

村に戻ったが、助郷役の要請はその後も度々行われている。

(4) 城付四カ村の役負担とその種類

表1は、城付四カ村の各村が負担した主な役の内容を表した
ものである。前述のように城付四カ村が負担した城付役には、
城に付随する役以外のものも含まれるが、表1に示される役負
担の多くは城付役であつたと考えられる。つぎにそうした城付
役の内容と種類についてみていくことにする。

まず四カ村が負担した役を大きく捉えみると、人足を差し出す
役と藩の必要に応じて物品などを上納する役とに分けられるだ
ろう。前者はさらに城及び城下に出す人足役とそれ以外の場所
に出す人足役とにわけられる。城や城下に出される役には、普
請や作事に関するもの、清掃に関するもの、蔵出しなど城内の
雑務に関するもの、奉行所に関するものなどがみられる。これ
らのうち、大規模なものを除く恒常的な役については基本的な
城付役であつたとみられる。一方で、城下外においては、堤防
などの普請、街道や宿場における人馬の提供、清掃、運輸など
交通に関わるものが多くみられる。これに関連した警備や軍事
的動員もまた城下外で行われる役である。これらの役の中には
本来の城付役の内容を越えた、当時の社会及び政治状況に伴っ

て課せられたものも多く含まれていると考えられる。

次の史料は安永八年（一七七九）六月に助郷役の免除を願い出たものであるが、城付役の内容などがわかるため以下に引用する。

大隅守領分三河国碧海郡刈谷町・元刈谷村・熊村・高津波村之儀者往古より城附之村方二而、非常之節領分海岸手当者勿論、赤坂御代官所並近領等江加勢人数差出候節之步役兼而申付置、且亦領分池鯉鮒宿江家来共出役之度毎、右四ヶ村より人夫為差出来、殊二城内より同所迄者道法壹里余有之、近年出役多繁相成、別而日々召仕候人夫相増、両三年以来取調候処、平均壹ヶ年三万五千百式拾三人触当申候程之儀二而、何れも困窮難洪人少之村方二御座候間、時宜二寄他村より人夫相雇候儀も有之、毎々難洪之次第申立候間、手当茂致遣し漸々取続相動罷立候儀二御座候（以下略）

城付四力村が一年間に出した人足の平均は三五、一二三人にのほり、村内だけでは足りずに時には他村から人夫を雇い入れて人足を出していたことがわかる。さらにここでは城付四力村が、海岸警備や幕府要請による動員、藩役人の出役の供といった「歩役」を勤めていることは注目できる。これらは本来の城に付随した役ではないといえるが、遡れば戦国期の軍役に通じ

るものであり、そうした伝統は脈々と受け継がれていたといえる。弘化三年（一八四六）にも異国船の通過に伴い、城付四力村から三十八人の「脇差指人足」が動員されている。彼らは城内で太鼓・貝が鳴り次第行動することになっており、戦国期さながらの様相をみせている。恐らく戦国期以来の伝統から城付四力村が軍事的動員を担う役目を負っていたと考えられ、そのことが江戸時代の社会状況の中で新たに生み出された軍事的役の負担に結びついたといえる。

こうした人足役に対して後者の上納に関わる役は、「御用」と呼称されるものが多い。とりわけ目を引くのが、花や樹木などの植物や小動物などを上納する「御用」である。表に挙げたものの以外でも様々なものが上納されているが、百合の根、小豆、糍、大根などは「御料理御用」として藩の賄所に納められたようである。また、庭木や普請の用材、鑑賞用の品として用いられたものもある。中には「くつわ虫」のように藩主の姫が所望したものもあった。ほかにも飼葉、門松、桃木、槐、漆、蔞の臺、木苺、松露、菖蒲、菊の花、茶、草薺、雲雀、兎、稲子、竹、藁など実に多種多様なものが藩や藩主、家臣などに上納されている。これらは概ね四力村内で採集可能なものであったと考えられるが、次第に領内全体で探索しなければ入手できない

「ぶんご梅」や「琉球つつじ」のような希少なものにまで「御用」が適用されるようになっていった。

このような上納品はほかに、白魚や菓子などのように特定の町から献上されるものや、大麦、蕎麦、木綿などのように藩が「御用」での買入れを行ったものなどが存在した。さらに「銀子急御用」といって急ぎ町中の銀子を集め金子と替える御用も存在した。上納にあたっては御用人足の形で採取が行われた場合もあったが、多くは指定された品目を上納する形式が採られたようである。

以上で挙げた役負担のほかに特殊なものとして祭祀や行事に関する役がある。市原稲荷神社の祭祀による神輿舁き人足や虫供養や雨乞いといった行事が代表的なものとして挙げられる。これらは城下の伝統行事として役に位置付けられている点で、先に挙げた役とは異なる性格を有しているといえる。そしてこれらの役は四カ村の結束を強める役割を同時に果たしているといえるだろう。

城付役を負担する四カ村は、多くの役を共同で負担する中で互いの結びつきを強めていったであろうことは想像に難くない。大石氏も四カ村の一体性・共同性を指摘されているように、四カ村は役負担以外の様々な場面でも一体性を保っている。と

りわけ四カ村が犬の飼育を禁止する区域であったことは、城下領域としての特殊な性格が窺われる。また、藩主のための厄払いや菩提寺への石灯笼の寄贈、頼母子講、年貢諸役の減免など四カ村が共同で行っている行為は多岐に及ぶ。

こうした四カ村の一体性は、役負担を共有する単位として互いに利害関係を一致させている点から生まれたとする見方ができる一方で、城郷の時代から続く村落の伝統に起因するという考えもできるのではないだろうか。こうした四カ村の一体性・共同性こそがかつての城郷であったことの証しであるといえるのである。多くの城下町が都市の拡大に伴う地域分化によって、こうした地域的枠組みを失っていくなかで、刈谷では江戸時代以降も城付四カ村による一体性を維持してきた。それは、明治初期の二大区六小区に継承され、刈谷町を経て現在の刈谷市に至っているのである。しかし、そうした一体性は役負担を抜きにしては考えられず、城下の本質が労働力にあることが刈谷の事例から改めて明らかになるのである。

おわりに

以上、戦国期における城郷の実態を明らかにすべく、近世刈

谷城下を事例に役負担とその地域的枠組みについて検討してきた。当初の刈谷は中世の重原荘を構成する一郷村に過ぎず、この地域の中心は重原本郷であったと考えられる。しかし、その後の水野氏による三河国進出により、戦略的意図から刈谷に築城がなされると地域の中心は刈谷へと移動し、城郷としての刈谷郷が形成されるに至った。

中世刈谷郷の地域的枠組みは近世の刈谷城下にも継承され、当初は「刈谷三ヶ村」と呼称される場合もあったが、次第に城付四力村として定着していった。中世の村落領域である郷が解体され近世の藩政村に変わっても尚、城付四力村として城郷の枠組みが継続したことは注目に値する。

さらに城郷を規定する労働力編成の在り方についても、近世刈谷の城付役のなかにその実態を垣間見ることができた。刈谷の城付役は実に多様な内容を含んでおり、それらはまた江戸時代を通じて変容していったとみられるが、城に付随する基本的な役負担は戦国期から受け継がれたものであったと考えられる。それらは城の普請や清掃、その他の雑務、様々な日常生活物資の供給などである。特に軍事的動員に伴う役のなかには曾ての軍役の伝統をみることができらるだろう。

このような城付役は地域の一体性を強固なものとし、城と領

主による支配が継続する限り、時代を越えて地域の紐帯としての役割を果たしたといえる。一方で近世城下町の拡大は地域分化をもたらし、こうした仕組みを近世的な課役の体系に再編していったとみられる。刈谷城下町のように比較的規模が小さく、都市化による地域の変容を伴わない場合には、戦国期以来の城郷の仕組みが残されている可能性が高い。刈谷の事例は、戦国期または近世初期における、城下町の在り方を窺う格好の題材を提供してくれたといえよう。

ところで、城付四力村に課せられた城付役が過重なものであったことは前述したとおりであるが、なぜ四力村はこうした役負担を担い続けたのであろうか。ひとつ考えられることは、城付役にある種の特権や名譽意識が存在していた可能性である。城付四力村は城内への通用門である町口門を鑑札なしで通ることができたが、このような特権が城付役の負担を承引させる理由になっていることも十分考えられる。さらに、営業上及び営農上の取引関係などから藩や藩主、家臣と結びつくことで恩恵を得られることがあったと推測できる。助郷役の免除以外にも城付役が維持され続けた原因がある筈であり、今後は役の相互依存的な在り方についても検討を加える必要があるだろう。

また、今回取り挙げた刈谷城下以外にも、城と城下周辺村落

とが結びついている事例が各地に存在する。松本四郎氏はそうした城下町の例として、刈谷以外にも福山城下八カ郷、三原の城付五カ村、犬山の城属五カ村、神戸の城付六カ村、徳島の御山下二カ村、高知の隣接四カ村、出石の町分八カ村、鹿児島との隣接二四カ村を挙げているが、福山や神戸は水野氏とも関わりのある城下町である。今後はこうした事例を具体的に検討しながら、城郷の残存としての城付役の在り方をさらに分析していきたい。

注

- (1) 小島道裕『戦国期城下町の構造』『日本史研究』二五七号、一九八四年、三〇～五九頁。
- (2) 市村高男『戦国期東国の都市と権力』思文閣、一九九四年、四二二頁。
- (3) 拙稿『「城下町」用語とその概念の変遷』『國學院雑誌』一九九卷三号、二〇一八年、二一～三六頁。
- (4) 拙稿『「結城氏新法度」にみる戦国期の結城について』『千葉経済論叢』六八号、二〇二三年、二六五～二八〇頁。
- (5) 「城郷」は、地域支配の拠点として郷村に築城された城とそれを恒常的に支える地域によって構成される地域的枠組みであり、京都や大坂のように都市支配の拠点として城が築かれた場合とは区別されるべきものである。しかし、労働力の需要はどのような城においても生じるものであり、労働力は城下町の本質に関わる重要な要素であるといえる。

- (6) 平凡社編・発行『日本歴史地名大系 第二三巻 愛知県の地名』一九八一年、五八三頁。
- (7) 鈴木正貫『西三河における中世集落の成立と展開』『愛知県埋蔵文化財センター研究紀要』一七号、二〇一六年、一四二頁。
- (8) 刈谷市史編さん委員会編『刈谷市史』第一巻（本文・原始、古代、中世）、刈谷市、一九八九年、五一六頁。
- (9) 前掲注（8）、四八八～四九二頁。
- (10) 前掲注（8）、五四七～五四八頁。
- (11) 前掲注（8）、四九六頁。
- (12) 前掲注（7）、一四九頁。
- (13) 前掲注（8）、五八五頁。
- (14) 小笠原大式『三河国二葉松』三陽堂、一九〇九年、八一頁。
- (15) 前掲注（8）、五四四～五四五頁。
- (16) 刈谷市史編さん委員会編『刈谷市史』第二巻（本文・近世）、刈谷市、一九九四年、三四～三五頁。
- (17) 高柳光寿ほか編『新訂寛政重修諸家譜』第六、続群書類従完成会、一九六四年、三三頁。
- (18) 前掲注（16）、二六頁。
- (19) 前掲注（16）、三八～三九頁。
- (20) 前掲注（16）、三九～四〇頁。
- (21) 前掲注（16）、四二頁。
- (22) 前掲注（8）、五九九頁。
- (23) 熊村は奈良時代の平城宮出土木簡にみえる「前里」にあたるとみられている。①「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典 二三 愛知県』角川書店、一九八九年、五〇九頁。また、『寛政重修諸家譜』の貞守の項に、刈谷や熊村などの諸士が貞守に属したため、やがて刈谷に築城しそこへ移ったと記されている。後世の記述で

はあるものの、中世における熊村及びその小領主の存在が明らかになる。②前掲注(17)。

- (24) 『刈谷町誌』によると、金勝寺所蔵の文明十六年(一四八四)の方便法身尊像裏面に「高津浪」の文字がみられるという。村落の存在もこの頃まで遡る可能性がある。刈谷町誌編纂会編『刈谷町誌』刈谷町役場、一九三二年、二五頁。

- (25) 但し高津波村は小山郷にも近く、同郷に含まれていた可能性も否定できない。しかし、近世以降の地域的な繋がりを考慮すれば、やはり刈谷郷に含まれていたと見做すことが妥当であろう。

- (26) 前掲注(17)。

- (27) 前掲注(16)、四六八頁。

- (28) 前掲注(6)、五九四頁。

- (29) 「本刈屋南」のある坪の地目は畑であるが、もしこの「本刈屋」を村名と考えると、村の南は衣浦湾の入江になっており畑地に適した台地は存在しない。その点からも「本刈屋」は刈谷郷の中心集落を指したものであり、村名を示したのではないと考えられる。

- (30) 前掲注(24)、二四頁。

- (31) 既に九世紀の段階で亀村から刈谷村(当初は狩谷村か)へ村名が変更されていたのであれば、旧城地は刈谷村になっていた筈であり、亀村の名称を使用することは不自然である。

- (32) 前掲注(24)、二七〇頁。

- (33) 前掲注(16)、三六頁。

- (34) 前掲注(17)。

- (35) 前掲注(17)、(23)。

- (36) 前掲注(16)、一二八～一二九頁。

- (37) 刈谷市史編さん委員会編『刈谷市史』第六卷(資料・近世)、刈谷市、一九九二年、五〇～五三頁。

- (38) 前掲注(37)、二頁。

- (39) 大須賀初夫編『三河国村々高附・額田県布告集』国書刊行会、一九八六年、五、八頁。

- (40) 「家中屋敷付外田畑」とは、刈谷藩士の屋敷に付属された田畑を指す。正徳二年(七一二)には二四町歩余の田畑が確認でき、農村的な性格を色濃く残す城下の様子が窺われる。前掲注(16)、一二八～一二九頁。

- (41) 前掲注(16)、一二五～一二七頁ほか。

- (42) 大石学「刈谷城城付四か村について」『かりや』第一八号、一九九七年、一～一四頁。

- (43) 前掲注(37)、五〇八頁。

- (44) 『刈谷町庄屋留帳』は、刈谷町の庄屋が御触書などを書き留めた帳簿で、宝永七年(一一一〇)から明治八年(一八七五)までの一六〇冊が刈谷市中央図書館に所蔵されている。本稿では、刈谷市教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第一巻と第二〇巻、一九七六～一九八八年、刈谷市、を使用した。

- (45) 刈谷市教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第五卷(天明二年～寛政元年)、刈谷市、一九七九年、一五五～一五六頁。

- (46) 刈谷市教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第四卷(明和六年～天明元年)、刈谷市、一九七八年、三三三頁。

- (47) 刈谷市教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第七卷(寛政九年～享和四年)、刈谷市、一九八一年、九四～九五頁。

- (48) 前掲注(37)、五〇七～五〇九頁。

- (49) 刈谷市教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第一四卷(天保十五年～嘉永四年)、刈谷市、一九八五年、二六七～二六八頁。

- (50) 刈谷市教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第一〇巻(文政四年～文政十年)、刈谷市、一九八三年、四〇九頁。

- (51) 松本四郎『城下町』吉川弘文館、二〇一三年、二五三～二五五頁。